

## 令和5年 第10回

### 豊後大野市農業委員会 総会議事録

日 時 令和5年10月16日（月）午前9時00分  
場 所 市役所本庁4階 正庁ホール

#### 出席委員

出席委員 14名 欠席委員 1名

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	三宮 憲治	○						
委員	1	麻生祐三子	○	6	安藤 大作	○	11	衛藤 英教	○
	2	後藤 綾子	○	7	山崎 淳三	○	12	小野 未芳	○
	3	橋本みゆき	×	8	廣瀬 正雄	○	13	志賀 義和	○
	4	後藤 栄治	○	9	渡邊 丸美	○	14	三代 忠佑	○
	5	小野不二夫	○	10	衛藤 講治	○			

#### 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇  
係 長 原尻 雄一  
係 員 柴谷 孝俊 武生 駿佑  
農業振興課 甲斐 久満 佐藤 利彦

#### 議事録署名委員の指名

9 番 渡邊 丸美                      10 番 衛藤 講治

#### 報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告

#### 議 事

- (1) 議案第 55 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第 56 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- (3) 議案第 57 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）について
- (4) 議案第 58 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 59 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (6) 議案第 60 号 現況証明（非農地証明）について
- (7) 議案第 61 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について

## 会議の概要

事務局	会長に報告いたします。本日の出席委員は14名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。 それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。
-----	---

### (1) 開 会

議 長	みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略) 皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願いします。 それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は14名であります。 開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。 また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。 それでは、ただいまから令和5年第10回豊後大野市農業委員会を開会いたします。  (とき：午前9時08分)
-----	--

### (2) 議事録署名委員の指名

議 長	日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私から指名いたします。 9番：渡邊丸美委員、10番：衛藤講治委員にお願いします。
-----	---

### (3) 報告事項

議 長	日程3の報告事項に入ります。 まず、会長報告及び各種報告ではありますが、令和5年第9回定例総会から本日の令和5年第10回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料6にまとめております。資料6をご覧ください。 その中から、※のついた3点について、2頁に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。  (資料6を朗読)
議 長	私からの報告は以上です。 続いて、「報告第18号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局	議案書の1ページをお開きください。  (議案書のとおり番号1番から番号13番までの13案件について朗読)
議長	説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。  [ありません]の声あり
議長	質問が無いようですので、次に進みます。

#### (4) 議 事

議長	これより、日程4の議事に入ります。 まず、「議案第55号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」を議題とします。 それでは、提出者の説明を求めます。
農業振興課	それでは農地転用見込みについて説明させていただきます。 農業振興地域整備計画の変更をするために、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて農業委員会の意見を求める。 令和5年10月16日提出 豊後大野市長 川野 文敏  (議案書のとおり番号1番から番号3番までの3案件について朗読)
議長	提出者である農業振興課の説明が終わりました。 ここで、番号1番から番号3番までの3案件について、地区審査会の報告を求めます。 それでは、番号1番の1案件を9番：渡邊丸美委員にお願いいたします。
9番委員	9番、緒方の渡邊丸美です。10月5日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。 番号1番の案件については、申請者■■■■さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。 申請地は、農地法第4条の許可を取得せずに一般住宅を建築した土地であり、現況は宅地となっているため除外をお願いしたいとのことであります。 変更後の農地区分は中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため第2種農地のその他の農地となります。 許可基準は、第2の1の(1)の(イ)の「申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達することができない」ために該当します。 農地転用の許可の要否は、申請は必要なく、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。 以上、報告します。
議長	次に、番号2番及び3番の2案件を13番：志賀義和委員にお願いいたします。
13番委員	13番、朝地の志賀義和です。10月6日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。 番号2番の案件については、申請者■■■■さんの農用地利用計画変更の除外にかか

	<p>る農地転用見込みについてであります。</p> <p>申請地は、申請者が経営する会社の資材置場として使用後、農地として復旧しました。しかし、土木建築業を営む申請者の子から再び資材置場として使用したいため譲ってくれないかと相談があり、所有権を移転することで話がまとまったため、この度除外をお願いしたいとこのことであります。</p> <p>変更後の農地区分は中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため第2種農地のその他の農地となります。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)の力の(イ)の「申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達することができない」ために該当します。</p> <p>農地転用の許可の可否は、第5条申請が必要となります。</p> <p>地区審査会の意見としましては、除外後の農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当し、代替地がなければ転用は可能であるとなりました。</p> <p>次に、番号3番の案件についても、申請者■■■■さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。</p> <p>申請地は、昭和55年頃より農地法第4条許可を取得せずに事務所兼倉庫及び駐車場として利用している土地で、現況は宅地となっているため除外をお願いしたいとこのことであります。</p> <p>変更後の農地区分は概ね25ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当するため第1種農地となります。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、許可できるもの」に該当します。</p> <p>農地転用の許可の可否は、申請は必要なく、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第55号の番号1番から番号3番までの3案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第55号の番号1番から番号3番までの3案件について、「転用は可能である」との報告です。これから裁決します。議案第55号の番号1番から番号3番までの3案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により、「議案第55号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」の番号1番から番号3番までの3案件については、地区審査会の審査意見のとおりとします。</p> <p>次に、「議案第56号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を議題とします。</p> <p>それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>それでは、議案第56号の説明をさせていただきます。</p> <p>農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、農業委員会の決定を求めます。</p> <p>令和5年10月16日提出 豊後大野市長 川野文敏</p>

	(議案書に基づいて令和5年10月17日公告予定分を朗読)
議 長	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。</p> <p>ここで、議案第56号の案件につきましては、11番：衛藤英教委員が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をお願いします。</p> <p>(11番委員 退室)</p>
議 長	<p>この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず議案第56号についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第56号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により、「議案第56号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」は、原案のとおり決定されました。</p> <p>11番委員の入室を認めます。</p> <p>(11番委員 入室)</p>
議 長	<p>次に、「議案第57号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題とします。</p> <p>それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>それでは、議案第57号の説明をさせていただきます。</p> <p>農用地利用集積等促進計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法18条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。</p> <p>令和5年10月16日提出 豊後大野市長 川野文敏</p> <p>(議案書に基づいて農用地利用集積等促進計画（案）を朗読)</p>
議 長	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。</p> <p>ここで、議案第57号の案件につきましては意見を求められております。</p> <p>この件につきましては、事前に変更案をご提示しておりましたので、議案第57号についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第57号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により、「議案第57号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3</p>

議 長	<p>項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）について」は、原案のとおり「問題ない」といたします。</p> <p>ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。</p> <p>（とき、午前9時40分）</p> <p>それでは、再開します。</p> <p>（とき、午前9時41分）</p>
議 長	次に「議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。
事務局	<p>議案書の5ページ、あわせて概要書の3ページをお開きください。</p> <p>（議案書のとおり番号1番から番号4番までの4案件について朗読）</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号1番から番号4番までの4案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号1番及び番号2番の2案件を12番：小野末芳委員にお願いいたします。</p>
12番委員	<p>三重の小野末芳です。10月6日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号1番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの交換による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人と譲受人は、申請地付近で営農をしていますが、それぞれが農地の境界を超えて耕作をしていることが判明しました。今回、譲渡人と譲受人で協議した結果、現況のとおりには是正することとし、それぞれの所有地を交換することで話がまとまったため申請するものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に番号2番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの交換による所有権移転についてであります。</p> <p>詳細については、1番案件と同様であります。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号3番の1案件を11番：衛藤英教委員にお願いいたします。</p> <p>11番委員 大野の衛藤英教です。10月5日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号3番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は農地を相続しましたが町外に住んでいるため管理に苦慮していました。譲受人は申請地付近で営農する農家で申請地をこれまで管理していました。譲受人は譲渡人の親戚にあたり、贈与で話がまとまり申請に至りました。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p>

<p>議 長</p> <p>5 番委員</p>	<p>以上報告します。</p> <p>次に、番号 4 番の 1 案件を 5 番：小野不二夫委員にお願いいたします。</p> <p>犬飼の小野不二夫です。10 月 6 日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 4 番の案件についてですが、譲渡人■■■■さん、■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人と譲受人は近隣に住んでおり以前から顔なじみです。申請地は譲受人宅の隣にあることから、以前から譲受人が管理耕作していました。今回贈与で話がまとまったことから申請に至りました。</p> <p>審査の結果、不許可要件の 6 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第 58 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件についてこれより質疑を許可します。</p>
<p>議 長</p>	<p>[ありません]の声あり</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 58 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第 58 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>挙手全員です。</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員により「議案第 58 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に「議案第 59 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の 6 ページ、あわせて概要書の 7 ページ、図面の 10 ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号 1 番の 1 案件を 12 番：小野末芳委員にお願いいたします。</p>
<p>12 番委員</p>	<p>三重の小野末芳です。10 月 6 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号 1 番の案件についてですが、貸人■■■■さんから借人■■■■さんへの貸借権の設定を伴う、農地の転用の件についてであります。</p> <p>借人は、現在、大分市の借家に夫と子どもの 3 人で暮らしています。11 月に新たに子どもが誕生することになり、借家が手狭になってきたことから、新築を計画しましたが、適地が見つからず困っていました。借人の祖母にあたる貸人に相談したところ申請地を紹介され、将来、貸人の介助等も考慮し、申請地を適地とし、使用貸借で話がまとまったため申請したものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第 1 種農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (e) の住宅</p>

<p>議 長</p>	<p>その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため許可できるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>2 番委員</p>	<p>次に、番号 2 番及び番号 3 番の 2 案件を 2 番：後藤綾子委員にお願いいたします。</p> <p>三重の後藤綾子です。10 月 6 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号 2 番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから譲受人■■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。</p> <p>譲受人は、現在、町内の借家に夫と暮らしており、手狭になってきたことから新築を計画しましたが、条件に合う物件がなく困っていました。譲受人の叔母にあたる譲渡人に相談したところ、譲渡人も高齢で農地の管理に苦慮していたことから申請地を紹介され、贈与で話がまとまったため申請したものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>次に番号 3 番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから譲受人■■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。</p> <p>譲受人は、現在、町内の借家に夫と暮らしており、小型犬を飼育しています。借家が手狭になってきたため新築と、譲受人、知人または地域の方の飼い犬のためのドッグランの建設を計画しましたが、面積等で条件に合う物件がなく断念していました。譲受人の叔母にあたる譲渡人に相談したところ、譲渡人も高齢で農地の管理に苦慮していたことから申請地を紹介され、新築の隣でドッグランの建設が出来る好立地であったため贈与で話がまとまり申請したものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、番号 4 番の 1 案件を 5 番：小野不二夫委員にお願いいたします。</p>
<p>5 番委員</p>	<p>犬飼の小野不二夫です。10 月 6 日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 4 番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから譲受人■■■■■さん、■■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。</p> <p>譲受人は夫婦で夫の実家に居住していますが、以前から新築の計画をしていました。両親の手伝いが容易にでき、祖父母の支援も容易にできる場所を検討してきましたが、申請地以外では条件に合う土地が見つからず、譲渡人である祖父に相談したところ、贈与で話がまとまり今回の申請に至りました。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第 59 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>はい、5 番委員。</p>



5 番委員	5 番の小野です。番号 1 番の案件なのですが、権利の種類が貸借権とあるのですが、新築を建てるということで、これは所有権移転なのではないですか。
事務局	私達も確認したのですが、祖母から譲り受けると贈与税の支払が発生する関係で、賃借で話がまとまったとのこと。期間である 30 年を越える際に、また契約を結ぶというかたちになろうかと存じます。
議 長	よろしいでしょうか。他にありませんか。 はい、9 番委員。
9 番委員	9 番の渡邊です。番号 3 番の案件でドッグランとありますが、これは営利目的なのですか。
2 番委員	話を聞く限りでは営利目的ではなく、近隣の犬を飼う方達とのコミュニティスペースを作りたいとのことでした。
議 長	よろしいでしょうか。他にありませんか。  [ありません]の声あり
議 長	無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 59 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。 これから採決します。議案第 59 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
事務局	挙手全員です。
議 長	挙手全員により「議案第 59 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件については、原案のとおり決定されました。 次に、「議案第 60 号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 7 ページ、概要書の 11 ページ、図面の 22 ページをお開きください。  (議案書のとおり番号 1 番から番号 13 番までの 13 案件について朗読)
議 長	事務局の説明が終わりました。 ここで、番号 1 番から番号 13 番までの 13 案件について、地区審査会の報告を求めます。 それでは、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件を 12 番 小野末芳委員にお願いいたします。
12 番委員	三重の小野末芳です。10 月 6 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。 番号 1 番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。 申請地は、亡父から相続した土地ですが、狭小で傾斜もあり耕作に不向きであったことから耕作を放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。 判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第 4 の (4) に基づき、農

地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。

次に番号2番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。

申請地は、亡夫が農地法第4条許可を取得せず植林をした土地で、植林後20年以上経過しているため申請したものです。

判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。

周囲への影響については、周囲に耕作している農地はありません。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

次に番号3番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。

申請地は、亡夫が農地法第5条の許可を取得せずに飲食用店舗を建築し貸し出したものの、経営悪化により建物を解体したもので、現在は駐車場として利用しており、転用後20年以上経過しているため申請したものです。

判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもののうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。

周囲への影響については、十分な転圧及び砂利敷により土砂の流出を防いでいるため、周囲への影響は認められません。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

以上、報告します。

次に、番号4番から番号6番までの3案件を2番:後藤綾子委員にお願いいたします。

三重の後藤綾子です。10月6日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号4番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。

申請地は、亡父から相続した土地ですが、狭小で傾斜もあり耕作に不向きであったことから耕作を放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。

判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。

次に番号5番の案件についても、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。申請地は、亡父から相続した土地ですが、樹木に覆われて日当たりが悪く異形地であったため、農業用資材置場及びライスセンターとして利用しており、転用後20年以上経過しているため申請したものです。

判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもののうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。

周囲への影響については、周囲に耕作している農地はありません。

調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。

次に番号6番の案件についても、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。

申請地は、亡父から相続した土地ですが、狭小で傾斜があり農業に不向きであったため、隣接地への進入路として利用しており、転用後20年以上経過しているため申請し

議 長

2番委員

<p>議 長</p>	<p>たものです。  判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。  周囲への影響については、周囲に耕作している農地はありません。  調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。  以上、報告します。</p> <p>次に、番号7番の1案件を10番：衛藤講治委員にお願いいたします。</p>
<p>10番委員</p>	<p>清川の衛藤講治です。10月5日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告いたします。  番号7番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。  申請地は、亡父が農地法第4条許可を取得せずに植林した土地で、植林後20年以上経過しているため申請したものです。  判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。  周囲への影響については、周囲に耕作している農地はありません。  調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。  以上、報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、番号8番の1案件を13番：志賀義和委員にお願いいたします。</p> <p>13番委員</p> <p>朝地の志賀義和です。10月6日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。  番号8番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。  申請地は、狭小で耕作の条件が悪く耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。  判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。  調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。  以上、報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、番号9番の1案件を5番：小野不二夫委員にお願いいたします。</p> <p>5番委員</p> <p>犬飼の小野不二夫です。10月6日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。  番号9番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。  申請地は、亡父が自宅敷地に取り込み転用したため申請したものです。  判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもののうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。  周囲への影響については、ブロック塀で囲っており周囲に影響は認められません。  地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。  以上、報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、番号10番から番号13番までの4案件を4番：後藤栄治委員にお願いいたしま</p>

4 番委員	<p>す。</p> <p>犬飼の後藤栄治です。犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号 10 番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、家を建築した際に自宅敷地に取り込み転用したため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもののうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、ブロック塀で囲っており周囲に影響は認められません。</p> <p>地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に、番号 11 番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、農地法第 5 条第 1 項ただし書の規定に該当するため農地転用許可を受けずに転用を行った土地ですが、現況は防火水槽が設置されているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、農地法第 4 条第 1 項ただし書又は第 5 条第 1 項ただし書の規定に該当するため農地転用許可を受けずに転用され、非農地化した土地に該当します。</p> <p>周囲への影響については、コンクリート仕上げがされており周囲への影響は認められません。</p> <p>地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に、番号 12 番の案件についても、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、父が亡き後耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第 4 の（4）に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>最後に、番号 13 番の案件についても、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、暴雨により土砂が流出したため耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請に至りました。</p> <p>判断基準は、災害で非農地化し、農地への復旧が困難な土地に該当します。</p> <p>地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第 60 号の番号 1 番から番号 13 番までの 13 案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 60 号の番号 1 番から番号 13 番までの 13 案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第 53 号の番号 1 番の 1 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により「議案第 60 号 現況証明（非農地証明）について」の番号 1 番から番号 13 番までの 13 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。</p> <p>次に、「議案第 61 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」を議題とします。事</p>

事務局	<p>務局の説明を求めます。</p> <p>(議案書のとおり番号1番及び番号2番の2案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。斡旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から斡旋委員を指名いたします。</p> <p>それでは、番号1番の1案件を12番：小野末芳委員と17番：多田尚三委員にお願いします。</p> <p>次に、番号2番の1案件を、10番：衛藤講治委員と21番：河津森元委員にお願いします。</p> <p>なお、この案件については、お世話していただく斡旋委員をご指名いたしましたが、迅速かつ適切な斡旋処理を行うためには、斡旋委員のみならず、他の農業委員さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>これをもちまして、令和5年第10回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。</p> <p>(とき、午後10時24分)</p>

豊後大野市農業委員会会議規則第20条の規定により、ここに署名する。

議事録署名委員 9番委員 渡邊 丸美

〃 10番委員 衛藤 講治

